

障 号 外
令和2年6月24日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(※松江市内の事業所を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)(通知)

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありました
のでお知らせします。

なお、当該事務連絡の取扱いをする場合は、指定権者である当課へ事前連絡の
上、利用者の同意を得ることが必要です。

当課への事前連絡の方法は下記のとおりとしますので、ご確認ください。

記

1 指定権者である当課への事前連絡方法

- ・別添様式「障害福祉サービス等報酬に係る届出書(コロナ対応)」に必要事項を記入の上、FAXにより提出すること
- ・提出先(島根県健康福祉部障がい福祉課 FAX 番号): 0852-22-6687

2 留意事項

- ・届出書に記載の開始年月以降は継続して当該取扱いを可能とします
【例】生活介護事業所で短時間利用減算を適用しない取扱いとする場合
→当該取扱い開始年月を「令和2年6月サービス提供分から」として当課へ届け
出た場合、令和2年7月以降も短時間利用減算を適用しない取扱いとしてよい
(再度の届出書の提出は不要)
- ・当該事務連絡の取扱いが可能な期間の終期については、別途お知らせします
- ・届出書の様式は、県ホームページに掲載しています
トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 新型コロナウイルス
関連通知

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/covid-19.html>

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループ

TEL: 0852-22-5239 FAX: 0852-22-6687